

地方労働審議会と家内労働関係部会

宮城地方労働審議会

公益代表委員・労働者代表員・使用者代表員 各 6 名構成

- ・厚生労働省組織令（平成 12.6.7 政令第 252 号）
- ・地方労働審議会令（平成 13.9.27 政令第 320 号）
- ・宮城地方労働審議会運営規程

家内労働部会

公益・家内労働者・委託者各 3 名構成

- ・家内労働法（昭 45.5.16 法律第 60 号）
- ・地方労働審議会令第 6 条第 1 項
- ・宮城地方労働審議会運営規程第 9 条
- ・宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程

最低工賃専門部会

公益・家内労働者・委託者各 3 名構成

- ・家内労働法（昭 45.5.16 法律第 60 号）
- ・地方労働審議会令第 7 条第 1 項
- ・宮城地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

＜審議事項＞

最低工賃の決定・改正に関すること以外の事項

- * 最低工賃新設・改正計画（3ヶ年計画）
- * 家内労働概要
- * 最低工賃改正状況

＜審議事項＞

最低工賃の決定・改正に関する事項
（宮城は 2 業種）

男子服・婦人服製造業最低工賃

- * 平成 28 年度改定
（29 年 5 月 4 日発効）

60 工程 69 種の工賃金額

電気機械器具製造業最低工賃

- * 令和 3 年度改定
（4 年 4 月 15 日発効）

3 工程 4 種の工賃金額

【 関係法令等（抜粋） 】

○ 地方労働審議会令
(平成十三年九月二十七日政令第三百二十号)

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、各同数とする。
- 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 家内労働法
(昭和四十五年法律第六十号)

(専門部会等)

- 第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

○ 宮城地方労働審議会運営規程

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

- 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

○ 宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程

(委員)

- 第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者は、各3人とする。